

11月8日付きメコン・ウォッチ松本委員のコメントに対する説明

1.3 定義

(1) 「配慮」、「現地環境影響評価」、「意思決定」の定義について

「配慮」については、一般的に使用されている言葉に特別の定義を行うことは混乱を招くと判断し定義から外した。情報公開やステークホルダーとの協議については、「配慮」の定義の有無にかかわらず重視している。

「現地環境影響評価」については、ガイドライン上では相手国の環境影響評価であることは明確であることから定義には含めなかった。

「意思決定」は一般的な言葉であり、特に定義を行う必要はないと判断した。提言の趣旨は、2.8のJICAの意思決定に反映されている。

(2) 「環境社会配慮調査」の定義について

JICAと相手国が共同で行うとの趣旨からJICAという接頭語を落とした。文言については、コメントを踏まえて修正した。

(3) 「重要な評価項目」について

コメントの趣旨を踏まえて、「重要な及び重要と思われる評価項目の範囲」に修正した。

(4) S/Wの文言について

コメントを踏まえて修正した。

1.4 JICAの責務

1.5の2に「相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する」という部分にコメントの趣旨は含まれている。

1.5 対象とする協力事業

緊急時の措置は、別項目として緊急を要する場合の説明と対応する方法を記載した。

1.6 相手国政府に求める要件

(1) コメントの趣旨を踏まえて、1.5の1と1.6の1を修正した。

(2) コメントを踏まえて修正した。

1.7 情報の公開

(1) 2.1の1をコメントの趣旨を踏まえて修正した。

(2) 趣旨を明確にするために、「協力事業の特性に応じた」を削除した。

(3) 協力事業をプロジェクトに修正した。

1.8 ステークホルダーとの協議

- (1)「作成時」は「作成された段階」とし時期を明確にした。「継続的に」は「一連の」と修正した

1.9 環境社会配慮の項目

- コメントを踏まえて修正した。

1.10 審査諮問機関への諮問

- (1)提言に沿って修正した。
- (2)提言に沿って修正した。
- (3)2.4 の 4 で調査作業監理委員会について記述した。

1.11 カテゴリ分類

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)コメントの趣旨を踏まえて修正した。

1.12 参照する法令と基準

- (1)ガバナンスへの留意を盛り込んだ。

1.14 外務省への提言

- (1)「国際約束」の定義を 1.3 の 11 に記載した。
- (2)コメントと第 1 回 F/U 委員会のコメントを踏まえて、例示を記載した。

1.15 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)コメントを踏まえて修正した。協力事業への環境社会配慮の促進と JICA 内の審査体制及び第三者の専門家からなる審査諮問機関について検討中。
- (3)コメントを踏まえて修正した。

1.16 ガイドラインの適用と見直し

- (1)「可能な項目については本ガイドラインを適用して」に修正した。
- (2)開発途上国の住民の意見を聞くことは現実的に難しいと判断し住民は外した。他は提言の通り。
- (3)コメントを踏まえて修正した。

2.1 プロジェクトの要請確認段階

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)コメントを踏まえて修正した。
- (3)「国際約束」を 1.3 の 11 に定義した。

(4)コメントを踏まえて修正した。

2.2.1 事前調査段階

(1)事前調査は相手国関係者と最初に会う機会であり、その時点で情報公開を伴うステークホルダーとの協議を行うことは困難と判断し、「ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い」に修正した。

2.2.3 本格調査段階

(1)コメントを踏まえて修正した。

(2)外務省に最終報告書を提出することは自明のことであり、ガイドラインに記載するまでもないと判断した。

2.3.1 事前調査段階

(1)2.2.1の(1)と同様。

2.3.3.1 カテゴリAの調査

(1)戦略的環境アセスメント（SEA）は事業段階よりも前の段階のアセスメントであり、F/S調査はSEAの段階よりも後の段階と判断した。ただし、代替案の検討と情報公開がSEAの考え方とすると、その考え方は踏まえられている。

2.3.3.2 カテゴリBの調査

(1)カテゴリBについては、ステークホルダーとの協議は必要に応じて行う。

2.4 詳細設計調査

(1)連携D/Dとそれ以外のD/Dは、JICAが調査を行うに至る経緯や環境社会配慮の枠組みが異なることから、別の手続きとした。

2.4.2.2 事前調査段階

(1)3.4.1.1ではコメントを踏まえて修正した。3.4.2.2は連携D/D以外のD/Dであり円借款供与とは関係がないため、コメントにある表現は削った。

(3)ステークホルダーとの協議は既にF/S段階で終了していると理解。

(4)環境社会配慮調査は既にF/S段階で修了していると理解。

(5)環境社会配慮調査の結果はD/Dの実施以前に相手国の計画決定に反映されていなければならないと理解。

2.4.2.3S/Wの署名

(1)3.4.1.2については事前調査段階に指摘の文言は含まれており、S/Wの署名段階に含めなくても意味は通じると判断。3.4.2.3は連携D/D以外のD/Dであり円借款供与とは関係がないため、コメントにある表現は削った。

2.4.2.4 本格調査

- (1)有償資金協力供与の条件となる環境社会配慮の対応は、JBIC ガイドラインによってカバーされているため、「融資の条件」は削った。
- (3)概要版は、入札行為に影響を及ぼさない範囲で最終報告書を情報公開することに修正した。

2.5.1 カテゴリAの調査

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)不十分な部分を補完するとの趣旨で、3.5.1 の3に「本ガイドラインの 3.3 を踏まえ」と挿入した。

2.5.2 カテゴリBの調査

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)コメントを踏まえて修正した。

2.6.1 カテゴリAの技術協力プロジェクト

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)コメントを踏まえて修正した。

2.6.2 カテゴリBの技術協力プロジェクト

- (1)コメントを踏まえて修正した。

2.7 フォローアップ

- (1)コメントを踏まえて修正した。
- (2)コメントを踏まえて修正した。
- (3)コメントを踏まえて修正した。
- (4)問題を把握するために現地調査を実施することを明確にするために、文の構造を変更した。

その他

- (1)付属文書
ガイドラインの作成と並行して FAQ の作成を行う予定。
- (3)JICA の実施体制のフォローアップ
環境社会配慮審査室、審査諮問機関や異議申し立て制度の役割や体制を検討している。
第3回以降のフォローアップ委員会でも進捗状況を報告したい。
- (4)環境社会配慮の基本方針
提言を踏まえてガイドライン案に盛り込んだ。

以上